

第3回 国と地方のシステムワーキング・グループ 議事要旨

1. 開催日時：2017年3月16日（木） 15:00～17:29
 2. 場 所：中央合同庁舎4号館 4階 共用第4会議室
 3. 出席委員等

主 査	高橋 進	日本総合研究所理事長
主査代理	牧野 光朗	長野県飯田市長
委 員	大橋 弘	東京大学大学院経済学研究科教授
同	佐藤 主光	一橋大学経済学研究科・政策大学院教授
同	山田 大介	株式会社みずほ銀行常務執行役員
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員（オブザーバー参加）
同	伊藤 由希子	東京学芸大学人文社会科学系経済学分野准教授（オブザーバー参加）
-

（概要）

<十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用等>

（委員）

まず、所有者の所在の把握が難しい土地への対応の取り組みを促すために、こうした土地の発生状況と将来の見通しの推計、こういうものができるのかどうか。そういうものがないのかどうか。それから、法務省だが、1ページの中ほど、登記とマイナンバーの連携について、慎重な検討が必要ということは、要はだめだというふうに解釈していいのか。骨太の2016でも記載させていただいているわけけれども、対応ができないというふうにも聞こえるのだが、いかがか。死亡届は市町村で受けて、相続登記を法務省で受ける、この情報基盤の分断が大きな問題だと思う。

登記制度は権利関係等を公示するためのものであるのかもしれないが、一方で行政として連携すれば所有者不明土地の実態は把握できるように思う。それから、登記の機会が限定的とは言っても、日本は多死社会なので、年間かなりの数の相続が発生しているわけであるから、その期を捉えてどんどん把握していくべきではないかと思う。情報の集約、共有あるいはワンストップ化、この辺を関係省庁で考えられないか。

それから、相続登記の促進という観点に立ったときに、法務省として具体的にどのような施策を実施して、あるいはどのような成果が上がっているのか。例えば、登記のインセンティブを高めることが重要であれば、登記費用の軽減は考えられないのか。

最後、具体的な検討、施策の検討を進めたいと述べられているわけだが、具体的にどういう場で、どのようなスケジュールで、何を目標にして行われるのか。その辺を教えてください。その際、市町村長の責務とか調査権限を拡充して、土地利用に支障をきたす場合の職権による相続登記の促進を考えられないかどうかということ、法務省中心にお

聞きしたい。

それから、国交省、農水省に伺いたいのは、空き家対策特別措置法で認められているように、市町村の固定資産課税の情報を活用して所有者を特定してはどうか。あるいはマイナンバーを活用して固定資産情報と農地台帳などの土地情報を連携すべきと考えるが、いかがか。

国交省、資料の19ページにあるが、不明裁決制度はどの程度使われているのか、あるいは具体的にそこに至るまでどのくらいの期間がかかるのか、その辺を伺いたいのと、こういう制度があるにもかかわらず、公共事業の実施とかまちづくりにとって課題になっているというのはなぜなのか。その辺をお伺いしたい。

(委員)

今回の議論は、人口増、高度成長期から人口減、そして低成長に向けて社会経済全体が変わってきているわけだけれども、実は今の社会経済の変化に合わせて制度も変えていかなければいけないというところのフェーズの議論をしているのだろうと思う。

2点申し上げる。1点目は、所有者が空き地だったり空き家だったりが出てくる。それを活用できていない。農地も森林もそうですけれども、それを活用できていないということの1つの問題は、その土地の機会費用というか、その土地を使わないことのほうにメリットを感じてしまっているわけで、そうすると使わないことに関して何らかの費用を課すようなことをしないと、なかなか有効活用に向けて重い腰を上げることはないのではないか。

人口がどんどんふえているときは、土地はどんどん使うようなインセンティブがあるので、ある意味、放って置いてもどんどん利用面積も広がっていくし、利活用のやり方も変わってくるけれども、今のフェーズだとどんどん虫食い状に空きが出てきてしまって、それを使わないインセンティブを高めるとか、使わないことに対してコストをかけるとかしないと、なかなか利活用について前向きに物事が進んでいかないのではないかと。そうすると先ほど固定資産税みたいな話もあったが、税制のあり方も含めて土地の利活用に向けていかに有効活用されていない土地に対して対応を考えていくのかということも議論すべきではないかと思うが、いかがかというのが1つ。

2点目は不動産登記に対する考え方なのだが、公示は義務づけがないが、対抗要件主義によって公示を促進するという考え方自体が人口減少のもとで本当に相応しいのか。つまり対抗要件と言っても使わない土地がどんどんふえているわけで、そうした形で公示が本当に促進できるのかというと、人口減の中では根本的に考え方を見直していく必要があるのではないかと。

また、高度成長において取引の迅速性とか、当事者の便宜のために情報を取得する際に軽量化していた部分があるのだとすれば、そういうものもどのように見直していくのかということも論点としてあるのではと思う。

最後に資料1-3の1枚目の資料の最後のところに、所有者不明の土地の調査結果を踏まえてとあるけれども、国交省とか農水省の現状を聞く限り、調査結果を踏まえなくても、そろそろ頭の体操はし始めないといけないのかなという意味で言うと、この制度改正というのはどういうふうなことを現時点でお考えなのかということをおわせて教えていただきたい。

(委員)

まず個人と行政がどうコミュニケーションをとるかの前に、行政の中でできるだけ情報を統一するというか、共有していくことがまず第一歩かなと。具体的には登記情報と固定資産台帳とか、住民基本台帳とか、この辺をマッチングさせて、何がずれているのかということを確認していく作業は多分できるのではないかという気がする。それはプライバシーの問題があるのでできないかもしれないけれども、技術的には早々に取り組むべき課題という気がする。

あと、多分林野とか農地のほうでこの問題が深刻だからいろいろなアイデアが出てきているのだろうと思うのだが、所有権はともかくとして使用権というのを幅広く認めていく。つまり所有はされているけれども、利用されていない土地に対して、ただ中間管理機構とかだと思うのだが、使用権を付与していくというのは1つのやり方という気がする。土地を収用しろとか言っているが、これは所有権の移転にかかわる話になるのでなかなかこれはハードルが高い。でも所有権は認めるけれども、ある一定の人間に対して使用権を与える。もし所有者があらわれたらそれはごめんなさいだけのことなので、その辺は土地の利用、日本はどうしても土地の所有権が強過ぎて、でも所有と利用を分離していく考え方は1つあっていいのかなということと、所有者が不明で、かつ、未活用の土地については、今、空き家については固定資産税の優遇措置をやめようという話、特定空き家等に指定されないといけないのだけれども、今6分の1なので軽減措置をやめようという動きがあるが、基本的には今、農地や宅地については1つは固定資産税の軽減措置を、ペナルティーをかける前に固定資産税の軽減措置をやめていくということ。それに対応する土地とか家、つまり具体的には空き家とか遊休地とか、これらの視点をもう少し容易にして、幅広くそういう優遇措置の排除というのは撤回ができるようにしていくとか、そのあたりの工夫はあっていいのかなと思った。

(委員)

関連した話になるけれども、所有権の話に踏み込んでいくなかなか時間がかかって、あるいは手間暇というものもかかって、コストもかかるということがどうしても出てくると思う。自治体の側から見ると、定員適正化をやって財政的な観点で健全化もやってという中でいくと、マンパワーもコストも限られている。その中で、こうしたいわゆる土地利用の活用策をどのようにしていくかということを考えていくとすると、先ほど林野庁から

説明があったような森林法の改正にも出ているような使用権の設定であるとか、共有持ち分の移転裁定制度みたいな、所有権は所有権として議論を続けるとして、それはまだどうなるかはわからないけれども、少なくともその使用についてはこういった形で自治体である程度裁量していけるような仕組みは、ほかの土地においても考えていくべき時期に来ていると思う。

私どもの地域においても、先ほどお話があったように、例えば道路の拡幅をしていくときに、お宮さんがあったり、道祖神があったようなところは大体共有地になっていて、非常に所有権者が多い。私どもの例で言えば25年ぐらいかかっているのだけれども、その間にどんどん相続者がふえていって3倍くらい、例えば30人ぐらいたったのが100人くらいの方を相手にしないといけなくなってしまふ。そうすると限られたマンパワーの中でそういうものを追っていくというのはイタチごっこみたいな話で、時間がたてばどんどん相続者がふえていくという状況になる。この状況をどこでストップできるのかということを考える必要がある。

差し迫った状況になってくると、そういったことへの対応をどこで切りかえていくんだという話にもなっていく。私どもの例でいくと、そこがたまたまりニアの残土搬出のルートになったので、地域の皆さん方から見ると、何としてもそこところは道路としての拡幅をしてもらわないと、とても1日何百台というダンプトラックを通すことなんてことはできないというような切実な話までいってしまう。そういったことも含めて考えていくと、所有権と使用権というものを分けて考えていくような仕組みをつくってってもらわないと、どうしても厳しいのではないか。

もう一つ、林地台帳の話でも出ていたが、この整備マニュアルは国と地方の協議の場においてこういったものをつくっていこうという、まさに現場サイドの地方のお話を全面的に取り入れて、こうしたマニュアル整備をしていただいた。地方の現場の考え方をかなり反映してもらった中で、こういったいくつものパターン分けもできてきていると捉えているので、いろいろな現場の状況をしっかり捉えていただく中で、土地利用の活用策を考えてほしいということを申し上げておく。

(国交省)

まず現状のところと見通しの部分について。現状で把握しているのは今日お知らせさせていただいたとおりでしかない。要するに実態がはっきりわかっているわけではないというのが現状である。

推計について、実は地籍は昨年度の27年度からやっているが、過去のデータがどこまであるというものではないので、推計をどうしたらいいか正直頭を悩ませている状況である。現状においては国として責任を持った通知は難しいと思っているが、何らかの形で工夫ができるのか、その辺は本当に悩ましいところである。正直、今のところ具体的なものがあるわけではない。

あと、固定資産税台帳とかの情報の連携の部分である。御案内のとおり、空き家特措法に法律上その部分が外部利用できるという規定がある。実態の実務から言うと、本当はその辺が連携してできれば一番いいのだが、これは固定資産税の所管のところによれば、地方税法とかいろいろな問題があるし、個人情報の問題もあり、なかなか表向きにはいいと言うわけにはいかないと聞いている。

空き家とか空き地の活用をどうしていくかということだが、特に空き家についてリノベできるものは積極的にリノベしていく。空き地についてはこの間もお話をさせていただいたが、空き地をどのように使っていくのかというふうにも有効利用していくための勉強会を今、開催しているところであり、そういった中でしっかり議論をしていきたい。ただ、基本的には土地は自由に使えるものであるもので、なぜそこにどうしても使わなければいけないのかという政策的な意義をどのように考えていくのかということもあるのかなと思っているので、そういった必要性も含めてしっかり考えていきたいと思っている。

そのような必要性、例えば農地や民地などは集約化していく必要があるもので、そういったものがあるとした場合に、空き地のようなところでも所有者不明が出てきたときにどうするのかという話があると思うので、まずはそういった必要性と、さらに実態をしっかり把握してからの話になると思う。

また、税制についてもお話をいただいたが、そこはまた実態を勉強しながらということになるかと思う。公共事業の世界ではあるわけだが、特に農とか林とかの世界ではかなり実態があるので、それ以外の場合にどういった実態が本当にあるのか把握していく必要があると思っている。

(国交省)

土地収用制度の活用状況について、委員から何点か質問をいただいた。まず裁決について、年度ごとにばらつきはあるが、大体収用委員会の裁決が大雑把に平均して年間200件ぐらい、そのうちに不明裁決の占める割合が2～3割程度で、200件程度のうち30～50件弱ぐらいの間で不明裁決があるので、土地所有者不明というのが土地収用制度の1つのきっかけになっているということと言える。

期間について、これも案件によってばらつきがあるが、平均すると大体10カ月程度と1年弱ということであるが、もちろん案件によってはそれ以上かかる例もあるが、裁決手続に至れば1年以内、10カ月程度というのが平均的な値になっている。

なぜ活用されないことがあるのかということ、我々の立場としては土地収用制度の適切な運用を求める立場のため、なかなか答え辛いですが、まずは収用制度に対する公共事業者、特に地域住民に近い市町村にとってはやや強権的な、アレルギー的な印象というのはもちろんあるだろうと思う。

収用制度となると、図面の作成や測量など、実務的には一定の時間がかかることは確かだと思う。ただ、これは適性手続の観点から土地の境界の画定や、補償金の見積もりとい

うのは、いろいろな外部委託も含めて適正に行っていただく必要があると考えている。

共有地100人という一例について、もちろん公共事業においてそういう例があることは、いろいろなところで我々は国の事業をやっているので聞いている。円滑化の際には民事上の手続の活用や、あるいは若干手続に時間がかかるという指摘があっても、土地収用制度を活用して、どこかでそこは決めて、手続に移行するのも1つの選択肢かなと考えられるので、そこはいろいろな関係者と、もちろん住民の方の感情というのはあると思うが、いろいろな市町村の方の苦勞というものもあるだろうが、そこは色々なことを考えて、することがあるのかなと考えている。

(農水省)

まず、委員からお尋ねのあった所有者の所在の把握が難しい土地の実態については、先ほど説明した相続未登記農地等がほぼそれに当たるということで、全国の約2割がそのような状態にあると捉まえている。

将来にわたる推計ということでは、残念ながら定量的なものは有していないが、御案内のとおり農業の世界は非常に高齢化が進んでいる。よって、今後大量にリタイアというのが生じてくることは目に見えているため、所有者の所在の把握が難しいという問題もボリューム的にもかなり大きなものが一気に発生し得ると推測しているところである。

農地台帳については、法令に基づき毎年1回以上、住民基本台帳、固定資産課税台帳との照合を行うものとするという義務付けがされている。そういったことで連携を既に図っているところである。

委員からの土地を使っていないことによるコストという指摘については、農地に関しては税制改正を行い、29年度の固定資産税からであるが、いわゆる遊休農地について農業委員会が農地中間管理機構との協議をしろと勧告する制度があるが、この勧告を受けた農地について、翌年の固定資産税の税額を上げるという措置を新たに設けたところである。具体的には、農地については、通常、固定資産税の評価額は売買価格に0.55という率を掛けて低く抑えてあるが、この0.55という係数を乗じないということで、結果的に現状の約1.8倍の税額になるという措置を導入したところである。

それから、委員から使用权を幅広く認めていくことが1つのやり方ではないかというお話、また、使用权ということでは委員からも発言があったかと思うが、農地に関しても、まさにそういうことに着目し、先ほど紹介したように利用権というものに軸を置いた制度を既に構築しているところである。所有者が確知できないケースについても、農業委員会の公示、それから、知事の裁定を通じて、半ば強制的に農地中間管理機構に利用権を設定していく制度を設けている。

しかし、残念ながらこの制度の活用があまりされていないというのが現状であり、2月28日に静岡県東伊豆町の土地について初めて知事裁定がおりた。これが全国初のケースであり、実績がようやく1件出たというところに留まっている。したがって、私どもとして

は、できるだけこの現行制度の活用によりまして遊休農地の解消を図っていくことが、まず一番大切だろうと思っている。

ただ一方で、先ほど私が説明したように、現場からはもっと踏み込んだ制度改正をという声もあるので、当然それは時間を置かずに研究・検討していく必要があるだろうと思っているところである。

(農水省)

委員からあった御意見については、先ほどの農地と同様に、我々も今、林地台帳を整備するに当たって課税台帳のデータや、登記のデータなどを共有して使えることになっており、いろいろな情報を突合してやっていくという取り組みをまさに進めているところである。

もう一点、所有権と使用権については、農地と同じように我々も使用権に着目して制度をつくっているが、例えば森林の場合は森林の公益的機能、例えば不明者がいて、その山が放置され、例えばそこが崩れて災害が起こる恐れがあるとか、そのような森林法の法目的に支障を及ぼす場合に活用出来るものであり、むやみに使用権を設定して解決することとはなかなか難しいという現実がある。そういう中、先ほど農地のほうは1件、事例が出てきたということだが、森林のほうは23年に法律を整備したが、まだ実績が上がってきていないという実態である。

それと、この問題は、所有者が不明な場合でどうしようもないときにそういう使用権を設定して何とかすることも重要であるが、やはり発生源を抑えることが重要である。そういう意味ではこのたび林地台帳制度を創設したが、発生源も抑えつつ、ある程度強権的なことも組み合わせつつ、その両方をやっていく必要があるというように考えているところである。

(法務省)

まず、相続登記の促進に関する現在の取組については、様々な広報活動等を行っているが、国交省から先ほど紹介のあった京都府精華町の窓口における死亡届提出時の相続登記促進の取組は、効果が大きいことから、自治体と連携した相続登記の促進が重要と考えている。

現在、全国各地の法務局長などが、実際に市町村の首長のもとに赴き、相続登記の促進について説明を行い、御理解をいただいて、窓口案内などについて工夫をお願いしているところである。相続登記の促進がどれほど図られているのかという定量的なデータはないが、精華町の結果を見ていると、一定の意義があると考えている。

今後の制度改正については、実効的に相続登記が促進できるような方策を立てていく必要があると思っている。まず、来年度の早い段階で法定相続情報証明制度を開始する予定である。これは、被相続人が亡くなると、相続人が法務局や金融機関など様々な機関に戸

籍の束を提出して、相続が発生したと自分が相続人であることを証明する必要があるが、それが相当の手間になっており、そのような負担から緊急性がない登記が放置されがちとなる。そこで、法務局において、戸籍の束に変わる法定相続情報証明書を出す制度を創設する。

この新たな制度によって、相続が発生した場合には、まずは法務局に来てこの証明書を取っていただく。また、その際には相続登記をしてくださいという形で促していくという形で、法務局を相続手続のハブとして位置づけていきたいと考えている。その他、さらなる実効的な取組は何かないかということで、制度改革も含めて考えていきたいと思っているところである。

マイナンバーとの連携等については、現在も例えば固定資産課税台帳や農地台帳、林地台帳など、不動産登記の情報を他の機関に対して提供して台帳をつくっていただくといった形でのマッチングはされている。マイナンバーを使って、逆方向というか、登記のほうに情報を集めていくことが現在問題になっているのだと思うが、もちろんできないというわけではなく、マイナンバーを実際にどうやって取得するのかという実質的な課題もある上、システムも相当大きな改修が必要になることもあり、制度としても考え方を大きく変えていかなければならないところもあるため、やはり慎重に検討していく必要がある。やらないということではなく、慎重に検討していきたいと考えている。

それから、対抗要件主義についての話が委員からあったが、まずは、自治体と連携して実態を調査していく必要がある、具体的にどのような問題があり、それがこの不動産登記の対抗要件主義との関係でどういう問題を生じさせているのかということ、しっかりと研究して考えていきたいと考えている。

登記の手数料、登録免許税の引下げないし減免についての話もあったが、そのような指摘は様々なところからいただいている。そういう考え方はあるのだろうと思っているが、歳入との関係もある上、どのような形であれば公平に課税ができるかということも問題となるため、引き続き研究していきたいと考えている。

<補助金の効果検証の仕組み、国庫支出金のパフォーマンス指標、都道府県別一人当たり行政コストの分析>

(委員)

行政事業レビューのレビューシートについて、この中で定量的な成果目標あるいは代替目標、指標があるが、5,500事業のうち定量的な成果目標が記入されているのはどの程度なのか。

それから、かつてはアウトプットとアウトカムを混同しているとか、あるいは定量的な目標であっても、その目標が他の施策との兼ね合いで答えが出るようなケースがあったように思うが、その辺、目標の妥当性というのはきちんとチェックされているのか。

結局、林の中の一本一本の木を見るのがレビューシートだと思うが、林や森として全体的に政策目的に符合するものになっているのか。個々の事業を合算したときに狙う政策が実現できているのか、その辺の相互関連だとかチェックというのはどのようにされているのか伺いたい。

それから、国庫支出金のパフォーマンスだが、フォローアップした41事業のうち、国庫支出金の所管府省庁が達成度合いに応じた配分のメリハリを実施している、あるいは実施し始めた事業というものはあるのか。こうやってフォローアップをしているが、現状の仕組みを説明しているものも多数あるのではないかと思うが、このフォローアップの調査を踏まえて事務局は具体的にこれからどういう方策をとっていくのか伺いたい。

(委員)

まずパフォーマンス指標について、ポイントが2つあると思う。まずは指標について全国的な指標、日本全体でどうなったのかという指標は、その交付金そのものの是非や効果を検証するもの。もう一つは、受け取った各自治体のパフォーマンスがどうだったのかということ。全国ではなくて、どんな自治体がうまくやっていて、どんな自治体がうまくいっていないのかということ。これを検証するというにはある意味、配り方の見直しにもつながるので、このあとPDCAのCheckの後のAにかかわるところだと思うが、予算配分のメリハリをつけるという観点からも、このパフォーマンス指標のレベルはどのように考えているのか。

ざっと見ていると何となく全国レベルのような気がするが、だとするとどちらかというところと交付金の是非を問うみたいなイメージなのか、配り方ということで考えるのであれば、頑張った自治体に手厚くとか、そういう形で配り方の工夫ということであれば、指標のとり方は自治体レベルごとに見ないとわからないのではないかと思うが、事務局のほうで今どういう取組をしているのか説明があればお願いしたい。

また、これは交付金なので何となくわかるが、国庫補助金、負担金はどうか。今回のスコープではないが、ボリューム的に多いのは義務教育費国庫負担金であれ生活保護国庫負担金であれ、そちらのほうボリュームとしては大きいのではないか。当面はそちらは対象ではないかと思うが確認したい。

行政事業レビュー自体は個々の事業を見るものであり、その上にあるのが施策評価である。政策評価と我々はたまに呼んでしまうが、これは総務省の事前分析表には施策レベルでの評価があって、その下にその施策を実現するための事業がぶら下がっている。従って総務省のほうで見ると政策体系というか、事業と施策がどうつながっているのかが見えることになっている。

ただ、恐らく自治体等と違って国の政策体系というのは出来、不出来があって、全体として見るともう一回、事業と施策の関係というのは整理し直したほうがいい。特にこの一体改革は恐らく施策レベルでの議論をしており、その手段としての事業である。施策と

事業はちゃんとつながっていないと成果は確実に出てこないのです、この辺の政策体系の見直しというのは求められると思う。

(内閣官房)

まず成果目標について質問があったが、全レビューシートにおける定量的な成果目標の設定件数については把握していない。ただし、事業によっては定量的な成果目標を設定できないものもあり、その場合、代替的な手段として定量的な成果目標の設定が困難な場合ということで、定量的な目標が設定できない理由を書いて、代替目標、代替指標を書くという形になっており、それを含めればほぼ100%設定されている。

アウトカム、アウトプットの混同については、各方面から指摘をいただいております、私どものほうでは常に各省庁の方々にもそこをちゃんと書くようお願いしている。これはとてもアウトカムではないだろうという場合があったら、省庁に指摘をして修正を行っている。

他の施策との兼ね合いという点については、レビューシートに横断的な施策に係る成果目標という記載欄もあり、そこに書いていただくことにより、関係省庁も踏まえて見ている。

相互チェックができていますのかという指摘については、KPI及び政策評価との兼ね合いという点で、それぞれに係る目標値等を記載する欄も設けている。

(事務局)

全国的な指標なのか、各自治体のものなのかということに関しては、基本的には各自治体が目標として持つものである。設定の仕方は国といろいろ協力しながらということだが、基本的には各自治体のものであり、全国的なものというのはまさに行政事業レビューの設定している目標というような役割分担だと思っている。

それと義務教育国庫負担金のようなものについてどうなのかということに関しては、基本的にはこれらのスコープの範囲内ではあるが、制度全体の見直しの観点でそういうことを検討していくということなので、今回の24件の中にはそういうものは入っていない。

メリハリを始めている事業があるかということについて、数え方にもよるが、今回の24事業のうち約17ぐらいの事業が既に行っており、来年度から実施するのが2事業程度、それ以外は検討中または馴染まないという回答であった。

個表を後ろにつけてあるが、4ページ目にスクールカウンセラーの活用事業というものがある。これはワーキングの中でヒアリングをして、その中でまさに議論の中でメリハリと書いてあるが、なかなか目標を達成しないから一気に切ってしまうわけにもいかないので、指導やいろいろな前提条件をつけながら何らかのメリハリをつけようという例かと思っている。

今後の進め方について、若干繰り返しになるが、今まで余り共通して一覧性を持ってい

るような形でこういうパフォーマンス指標を整理したものがなく、今回のような形である程度の一覧性のあるものが出てきたので、これをまさにほかの補助金に関しても適用できるものがあるかどうかということ、連絡会等で進めていきたいと思っている。

(委員)

レビューシートの定量的な目標と代替的な目標のもの、両方合わせるとほぼ100という話だったが、定量的な成果目標が設定できていないものとしてカウントはできないのか。

(内閣官房)

今、数字を持ち合わせていないので、どのようなカウントが可能かどうか確認したい。

<公立大学関係>

(委員)

まずデータのリクエストをさせていただくが、2ページ目に公立大学の収入状況があるが、この時系列データをいただきたい。総額、内訳、構成比が分かるもので、例えば20年分ぐらいの長期データをお願いできないか。それから、同じ図で都道府県市負担額があるが、そのうち地方交付税相当以外の金額がどの程度あるのか。こういうデータをいただきたい。

2点目だが、需要、定員、そういったことを自治体で検討してもらう必要がある。当然だと思うが、基本的には5ページで地域経済の効果が大きい、6ページで首都圏への一極集中を防ぐというくだりで考えれば、文部科学省としては私立大学の公立化を促していくスタンスのようにも見えるが、そういう理解でいいのか。

3点目に、もともと自治体が補助をして作っているとはいえ、これから人口減少がどんどん進んでいく中で、ランニングコストのことを考えると地方の私大が公立化を安易な経営再建策として捉えているのではないか、あるいは今後そのように考えるのではないかという懸念があるが、省庁ではどこがどういうふうにガバナンスをきかせるのか。その辺が見えないので聞かせていただきたい。

それから、財務省は、こういうことに関してどういう役割を果たしているのか、あるいはそもそも財務省としてこういう動きに対してどういうスタンスを持たれているのか。その辺もお聞きしたい。

最後に、こういった地方の私大、公立大のあり方、財源と機能の分担、こういうことについて各自治体の判断となっているが、ある程度広域的な地域で検討する場が必要ではないかと思うが、どうか。

(委員)

まず1つ目は最後の5ページと6ページだが、経済効果として見ている側面が違うという気がした。5ページ目は要するに学生の飲み食いが地元の商店街に落ちていくという話であり、これは公共事業をやっているのとそんなに変わらない。我々は有効需要と言うが、需要サイドを喚起しているということである。でもこれはあくまで短期的な効果であって、6ページで言っているのは人材の話なので、公立学校を出た人が地域に労働者として、労働力として定着して、かつ、高いスキルを発揮して地元の生産性を上げるというのが、ここで言っている地方創生総合戦略の話なのだと思う。従って5ページと6ページで言っていることが違うという気がする。

もし本当に公立大学の経済効果、公立大学だけではなくて地方の国立大学もそうだと思うが、その地域経済、地域社会に対する貢献というものであれば、まずは地元の学生たちがどれくらい地元の学校に行けていて、かつ、そこで卒業した人たちがどれくらい地元就職して、かつそこに定着してくれているかという、そこにかかっている気がする。学生が4年間の間に飲み食いしたのは、確かにそれはそれでいいが、別に飲み食いだけなら他の政策もあり得るので、なぜ公立大学なのか、なぜ地方の国立大学なのかというところは、まさに地元から人材をどれくらい吸い上げて、地元でどれくらい還元しているかという、ここにかかっていると思うので、もし評価をされるならそこかなという気がする。

(委員)

公立大学の資料の2ページの収入状況の部分で病院収入が46.4%となっている。つまり総額では、約半分が病院収入ということになるが、実際には公立大学が88あるうち、附属病院収入があるものは県立医大など9大学程度しかない。大半の大学は附属病院があるような公立大学ではなく規模の小さい大学であり、公的財源への依存はより大きいと言える。情報の出し方として、両者を区別するなどの形で出していただくのがいいのかと思う。

また、既に質問にあった点と重なるが、公立大学を作ればいいという話ではなくて、結局地域全体で見て、例えば地域の中の大学定員にどれくらいインパクトがあったのか。定員が充足しているのか、定員に対して倍率がどの程度なのかといった、教育のニーズや機会が拡大しているかが肝要かと思う。地域の中で公立大学の必要性を捉えるほうがいいと思う。

(委員)

これまでの意見と重なるが、5ページ目の波及効果は、もう少し分析する余地があるかと思った。幾つか見方があり得ると思うが、私立を公立にしたことによる効果を見ることも可能だろうし、あるいは6ページ目のまち・ひと・しごとであれば、地元にもう一個大学を置くことによって、そうではないケースと比べて一体何が起きたのかとか、多分、視点の持ち方によって経済波及効果のどこをメルクマークにして議論をするのかというのは

違ってくると思うが、ここのあたりの分析というのは、これは他の研究雑誌からとってきたということだが、独自にも分析していくことは非常に興味深いと思った。

(委員)

いわゆる国立大学や私立大学だと文科省からそれなりに助成も出る。国立のほうはもちろん直轄的な形でやられているので、予算が直接流れるという仕組みを持っているので把握しやすい部分があると思うが、公立大学というのはそういった中で言うと、文科省の直接のお金の流れから離れる部分になるのではないか。

先ほどの話のように、認可についても総務省と文科省の共管的な扱いになっているということだとすると、まさに公立大学の考え方、評価の仕方、そういったことをどういった形で把握していくかということが非常に大きな課題になってくるのではないか。そういったところをどういったふうに考えた上で、私立大学から公立大学への設置をどのように見るかということなのかと思うが、どうか。

(文科省)

私学を公立化するということを促していくことなのかということについて。これは文科省としては全くそういう考えは持っていない。それぞれの自治体の中で、あるいは大学と自治体の関係の中で、このような状況が出ていることは認識しているが、それを押し進めていくという考えは文科省としては持っていない。

ただ、一方で指摘があった、どうガバナンスをきかせていくのかということについては先ほど説明した手続、この法人化についての認可、設置者変更の認可という2つだけであり、その中でももちろん自治体には見通しを十分持ってほしいということは話しているが、制度的には、チェックすることにはなっていないという状況である。

効果について。これは御指摘のとおり、5ページの整理は一面的な数字を出してしまったので、分析が十分ではなかったかと思う。これは、もちろん消費というところだけではなくて、人材が地域においてどのような貢献をするのか、そこに大学の価値があるというのは御指摘のとおりなので、その効果についてももう少し分析を進めていきたい。

また、病院の収入についても御指摘のとおりであり、88大学のうち病院収入のある大学は10である。それ以外の大学については病院収入がない。

(財務省)

詳細な分析は、文科省の補助金と交付税の関係をよく毎回の編成で見えていかないといけないと思うが、一義的にはマクロで決まった交付税の配分の話なので、直接的に公立化するから交付税が増えるという関係にはないものと考えている。

<重点課題対応分、工程表の進捗状況>

(委員)

まず地域運営組織について、3ページだが、そもそも目標値として2024年までに3,000団体とあるが、一方でこのページの右下に地方財政措置のところで、地域運営組織の持続的な運営に必要な費用を地財計画に計上するというようになっており、今年度も来年度も500億円計上されているが、拠点を形成するだけではなくて、ランニングコストの面倒も見るといことなのか。持続的な交付税措置を望んでいるということなのか、その辺の出口戦略はどう考えているのか。

それから、クラウド関係について、1ページ目だが、自治体情報システム構造改革推進事業を引き続き計上とあるが、今年度1,500億円、来年度も1,500億円措置されている。各自治体は推進事業費として幾ら配分されたか認識できる仕組みになっているのか、今年度1,500億円は具体的にどう配分されたのか。

先ほどOSについて、総務省は把握していないという話だったが、システム統合を進めていく上でOSの違い、あるいはそもそもOSのバージョンアップにつれて職員のIT対応力が必要になってくると思うが、自治体職員のITリテラシーを引き上げる取組が何かなされているのかお聞きしたい。

それから、窓口業務について、工程表ではモデル事業ではICT化、オープン化、アウトソーシングなどの業務改革を一体的に行うとしているが、2ページの事例などを見ていくとICT化がほとんど文言として出てこない。3ページの鳥取の例でもICT化を業務改革に活用するという言葉は出てこないが、具体的に鳥取の例ではICT活用という視点はどこにどう反映されているのかお聞きしたい。

(委員)

地域運営組織の形成に向けた取組ということで、こうした団体を増やしていくことがKPIとして設定されているということは、当然必要なことだと思っている。

さらにその続きとして、こうした団体が地域においてどのような役割を果たしていくのかということについて、これは悉皆的な調査はできないかもしれないが、やはりモデル的なケースを通してどのような役割を果たしていくか把握しておく必要がある。特に先ほどの話に関連するとすれば、恐らくそれまで行政単独でやっていたようなところを、こういった地域運営組織と共同でやることによってこうした効果が出てきたとか、恐らくさまざまな効果が予想されるので、そういったものをある程度しっかり押さえて、その優良事例を展開していくような取組が必要だと思っているので、それについてお聞きしたい。

(委員)

地域運営組織は大変いい取組だと思う。

関連して自治体クラウドは業務改善のようなことがメインなのかもしれないが、こうい

う地域の運営組織との間でオープンデータというか、そういう取組もクラウドの中でやられているのかどうか。そういうことによって市民の地域行政の参画を促すような取組は非常に今後重要になるだろうと思うので、そこを教えていただきたい。

もう一つは最後の民間委託の件について、これは委託前の手続の話だと思うが、委託後に仮に委託された事業者が利益が出ていたということが監査で分かった場合に、それは通常どういう扱いになっているのか。

(委員)

地域運営組織の4ページのところで、地域運営組織自体の仕組みは概念的には理解できたが、実際の活動範囲は主に小学校区と書いてある。構想として掲げられているよりも随分小規模だという印象を持った。小学校区になると人口も限られるし、その中でどれだけ組織的な活動ができるかという、難しいと思う。どうして小学校区での活動が実績となっているのか、今後もそれを念頭にしておいてもよいのかどうか伺いたい。構想にあるように規模的にもう少し広域化が考え得るのかどうかという点をお聞きしたい。

最後の自治体窓口業務の民間委託について、業務時間が減った、費用が減ったということは確かに大事だし、それは定量化可能なKPIとしても非常に重要だと思う。ただし、結局委託を通じて、今現在の自治体職員が政策立案など定型的に委託できない業務で生産性が上がったのかといったことも、事例として報告があるとよいと思う。時間や費用が減っただけでは、今いる職員は不要という話になる。

(内閣官房・内閣府)

地域運営組織について、最初に出口戦略というお話があった。地域運営組織は1,600幾つある。多様な業務をやっているが、一番多いのは実は地域の見守りとか、あるいは老人への声かけとか、お年寄りの交流とか、そういったところが多い。また、まだ数は少ないが、いわゆるコミュニティービジネスと言われるような、例えばバスを走らせたり、あるいは地域にお店とかガソリンスタンドがなくなったので、そういったものを経営するといった事例も出てきている。

そういう意味ではお金のかかり方みたいなものももちろん違ってくるし、収入もいろいろ団体によって違ってくるが、収入源として多いのは地元の市町村から運営について補助をもらっているといったところが大部分かと思う。

一方でそういった行政の補助がなくても、立ち上がりの施設整備のときだけ補助金を使ったけれども、あとは自分たちで物品を売った売上で回している、あるいは6次産業化で特産品を作って回しているといったところもある。また、行政の支援もいわゆる直接的な運営費補助金だけではなくて、例えば施設を指定管理にその団体に出して、その管理料を支払うとか、いろいろな支援がある。いずれにしても総論としては、もちろんやる業務によると思うが、地域運営組織がいろいろな業務をそういったコミュニティービジネスも含

めてやっていくとなると、現実的にはいろいろな形での行政の支援というのは、当面は不可欠というところである。

また、地域の優良事例と横展開のためにもいろいろ調べて展開していきたいと思っている。昨年は例えば内閣府で小さな拠点についての実態調査を初めて行い、数字は約700というのを把握したが、そのほか内容についても分析して、これから広めていきたいと思っている。また、地域運営組織については総務省で毎年調査をされているので、その内容も含めて優良事例のPRをしていきたいと思っているし、特に29年度に考えているのは、地域運営組織が地域のいろいろな団体、例えば商工会とかJAとかいろいろな団体があると思うが、そういった団体とも連携をした活動の展開のモデルケースのようなものについて調査したり、あるいは分析したりといったことをテーマとして考えている。

いずれにしても、そういった優良事例を集めてわかりやすい形で、私どももよく地域のおじいちゃん、おばあちゃんが読んでも分かるような形で資料を作ってくれ、パンフレットを作ってくれと言われるので、そういったことにも留意していきたいと思う。

地域の単位の関係だが、地域運営組織というのが従来の地縁型組織、いわゆる町内会とか自治会なんかを母体にして発展してきており、その見回りとかお年寄りへの声かけとか、そういったものが今、中心なので、区域が小さいといった実態がある。しかし、これから先ほど申し上げたように、例えば自分たちでスーパーを運営するとか、あるいは車を走らせるとか、そういったことになるとなかなか小学校単位ということでは狭過ぎると思う。そういった意味では団体が行う取組の内容によって、例えば自治体が連合してそういった組織を作るとか、だんだん広域化していくことになるのではないかと考えている。

(総務省)

地財計画上、自治体情報システム構造改革推進事業費として1,500億円が計上されているが、これが実際に各団体においてどのように配分・支出されているのかということについて、認識するのは難しいのではないかと考えている。

それから、OSのことに関連してITリテラシーの件についてどのような取組をしているのかという御指摘があったが、今地方団体では端末が非常に普及しており、どちらかというところセキュリティの面の教育なども含めて研修等を行っている。セキュリティ人材の育成も含めて、地方の場では情報セキュリティの研修というものをやっていることを通じて、人材の育成といった面にも資しているのではないかと考えている。

オープンデータとクラウドとの関係について、基本的にクラウドはバックオフィスというか、基幹的な業務や、人事給与だとか、そういった内部事務を処理するために導入している団体がほとんどであり、クラウド導入をしないとオープンデータができないという因果関係にはないが、他方で今、各地方においてもオープンデータはどんどん積極的に取り組むべきということで、内閣官房のIT室も積極的にこういう活用例があるということを地方団体に示して、大きな団体に限らず、小さな団体でもいろいろな公共データを活用して

いただいて、それをアプリで使っていただくという取組は進んでいる。

(総務省)

1点目はアウトソーシングだけではなくてICT化とかオープン化とか一体的な取組になっているのかどうか。鳥取市の事例について御質問をいただいているが、鳥取市の事例はまさにICT化とかオープン化を含めた一体的な取組の事例であり、平成31年に新庁舎が完成するが、それに向けて総合的な取組をしているという事例である。例えばアウトソーシングに限らず電子申請を拡大していくとか、コールセンターを導入していくとか、そういう取組をしている。私どものこのプロジェクトの中では改革のノウハウを横展開していく観点から、アウトソーシングに向けたBPRの部分に焦点を当てているので、ここのペーパーの中ではそういう取り上げ方をしているということである。

2点目、職員の処理時間が減ったということだけなのかという御質問について、資料の3ページは、職員の処理時間が短く済むようになったということというよりは、住民の方の待ち時間が短くて済むようになったということの意味するものである。なお、鳥取市の事例だと、住民の待ち時間が短くなったというメリットもあるが、それだけではなくてコスト面でもメリットが出ているということは、既に報告されているところである。

(委員)

先ほどの地域運営組織の件だが、財政基盤が脆弱であることはもちろん分かるし、市町村の補助金が入っていることも分かるが、一方で市町村の行政事務のいわば一種、肩代わりもしている。そうすると自治体トータルで考えれば、自治体がここに補助を出すことによって自分たちの業務が軽減されている、コストも軽減されるということになると思うので、そういう意味では国からここに幾ら出し続けるかという話とは別だと思うが、そういう理解でよいか。

(内閣官房・内閣府)

行政のある意味、代行している部分もあるから一定の助成なりというのは正当化してもいいのではないかということか。

(委員)

行政コストはその分減っているので、交付税措置をし続ける必要はないのではないか。

(内閣官房・内閣府)

これも総務省から補足していただければと思うが、そういう意味では実際に地域運営組織、自立しているところも、数は少ないがある。自立できるのが理想だと思うが、少なくとも当面の間は立ち上げなり運営なりに一定の支援が必要だと思っている。地域運営組織

とか小さな拠点とか、こういった取組は政策としてもここ数年、始めたところであり、地域でもこれから取り組んでいくところが多いと思う。もちろん自立が理想だが、当面の間は一定の支援が不可欠ではないかと考えている。

(委員)

分からないでもないが、ただ、一方でこうやって組織の数が増えていけばいくほど、それだけ費用がかさんでいくという話になりかねないので、そういう意味では例えば自立に向けて非常に努力しているようなところには補助金は出し続けるけれども、そうではないところは減らすとか、インセンティブづけすることもあり得ると思う。

(委員)

この議論は、地域運営組織がしっかり回っているところから見れば、別に国の支援を今もらって何をやるのという感じになる。そうではなくて、これから立ち上げていくところに対してそのようにしていかないとなかなか立ち上がらないようなところでは、行政が直にその事業をやり続けるのか、しかしそうするとかなりのコストがずっとかかかっていってしまうという課題がある。そこのところを地域運営組織でやる、つまり自分たちのできるところを自分たちでやっていく。それに対して、行政はそのできないところを補完していく。こうした考え方に変わっていけば、恐らくトータル的に見れば行政サービスが拡充されても、ある程度地域の中で回していける体制が組めるだろうという考え方だと思う。だからそれに対して国がどういう形で助成していくというのは、恐らく最初の立ち上げのときに背中を押すことは必要かもしれないけれども、どこかで地域の中でやっていってもらえるような仕組みにしていかなければいけないのではないかと。

(総務省)

受託者の利益という観点について。もちろん企業努力の中で生まれるものではあるが、裏返すと業務を履行する中で経費がどのくらいかかったのかということ把握することでもあるので、個々の契約の中でどこまで民間事業者に報告を求めていくかということになってくるのではないかと。

また、委託の効果の把握という質問について。例えば人口も多くて体制も充実した大きな市だと、精緻なデータ収集に基づく効果の把握も可能になってくるが、比較的規模の小さな町村だと簡便に効果を把握したいということだと思う。追加の指標という御意見も頂戴したので、こうした観点も配慮して来年度のツール作成に取り組んでまいりたい。